

KOCHI ART PROJECTS (KAP) 助成事業 Q & A

- 1 採択回数に制限はあるか。
- 2 助成金額はどれくらいか。
- 3 採択予定数は何件か。
- 4 アルバイト代や出演者等への謝金等金額の基準はあるか。
- 5 申請者の経営する飲食店が提供したケータリング代は対象経費と認められるか。
- 6 申請者が高知市在住で、幡多地域で事業を計画している場合、申請者の宿泊代は対象経費と認められるか。
- 7 事業内容の変更はどこまで認められるか。
- 8 収支予算に変更がある場合はどうすればよいか。
- 9 交付決定金額が30万円であったが、収支予算書で計上していた会場借り上げ料の免除等で支出の合計が25万円程度になった。変更申請が必要だったのではないか。
- 10 事業実施に必要な資機材を購入する資金が不足しているが、助成金の前払いはできないか。
- 11 要綱の別表に記載されていない事業実施に必要な経費がある。

1 採択回数に制限はあるか。

幅広く助成するために同一団体等の同一事業に対する助成の採択回数は、原則最大4回までとしています。

(参照：「助成金申請の手引き」P2 同一事業の採択回数などについて)

2 助成金額はどれくらいか。

対象経費の範囲内で上限額 30 万円です。

(参照：交付要綱（別表）及び「助成金申請の手引き」P2 助成金の額)

3 採択予定数は何件か。

助成額 30 万円として 14 件を予定しています。

4 アルバイト代や出演者等への謝金等金額の基準はあるか。

基準は定めていませんが、社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象外となります。また、金額によっては内容等を確認させていただくことがあります。

5 申請者の経営する飲食店が提供したケータリング代は対象経費と認められるか。

社会通念上、適正な価格・競争の下での取引と認められないことから、原則対象外となります。

6 申請者が高知市在住で、幡多地域で事業を計画している場合、申請者の宿泊代は対象経費と認められるか。

調査のためや、イベント前日に設営準備等で現地入りしなければならないといった正当な理由であれば、対象経費と認められます。

7 事業内容の変更はどこまで認められるか。

認められるのは、日時、会場、演目等のやむを得ない変更です。変更する内容について、変更承認申請書（第4号様式）及び変更後の収支予算書（第3号様式）を提出してください。

なお、変更内容が採択の根幹に関わるような内容であれば助成金の交付決定を取り消す場合があります。例えば、地域性を考慮されて採択された事業なのに、会場を東部から西部、中山間地域から都市部へと変更することや、事業目的そのものが変更となる場合などです。

(参照：交付要綱第7条及び「助成金申請の手引き」P4 事業変更・中止について)

8 収支予算に変更がある場合はどうすればよいか。

採択された事業を変更なく準備・実施しても予算と異なった金額（経費の増減）はあるものです。この場合の変更申請は必要ありません。実績報告時の収支決算書にその金額を記載してください。

9 交付決定金額が30万円であったが、収支予算書で計上していた会場借り上げ料の免除等で支出の合計が25万円程度になった。変更申請が必要だったのではないか。

質問8と同様に変更申請は必要ありません。実績報告時の収支決算書にその金額を記載してください。ただし、この質問のケースでは交付金額は25万円に減額されます。

10 事業実施に必要な資機材を購入する資金が不足しているが、助成金の前払いは可能か。

事業の目的を達成するために必要があると認められる場合は、助成金の2分の1を超えない範囲で概算払いをすることができます。概算払いの理由を添えて概算払請求書（第9号様式）を提出してください。

（参照：交付要綱第12条及び「助成金申請の手引き」P4概算払いについて）

11 要綱の別表に記載されていない事業実施に必要な経費がある。

要綱の別表にある項目ごとの内容は参考例ですので、疑問のある場合は事務局にお問い合わせください。をお願いします。

※その他、ご質問やご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。